

「途上国」日本農業の開発経済史

——経験と教訓——

ありもと ゆたか
有 本 寛

はじめに

すべての国がそうであるように、かつての日本も経済発展途上の貧しい途上国だった。所得は低く人びとは貧しかった。農業技術の水準や生産性は低く、急増する人口の需要を賄えなかったため、1890年代以降は継続的に米の輸移入に依存した。近代日本も今日の途上国と同じような、さまざまな開発課題に直面していた。しかし、似たような開発課題を抱えていたにもかかわらず、結果的にみると、明治維新後の日本は比較的うまくこれを解決し、経済発展を遂げた。この経験には、今日の途上国が開発課題を解決するためのヒントが隠されていると考えられ、途上国からの関心も高い。

それにもかかわらず、「途上国」日本は（ミクロレベルの）開発研究の対象としては見過ごされてきた。近代日本は、歴史・経済史の分野に豊富かつ重厚な研究蓄積があるが、開発研究の問題関心や方法にもとづいた研究は少ない。このため、どのような開発課題に直面し、それにどう対処し、結果どうなったのかという点が、十分に教訓化されていない。

本特集の目的は、とくに農業に関連する分野

に焦点を当て、「途上国」時代の日本がどのような開発課題に直面し、それをいかに克服した（あるいは、できなかった）のかを検討し、開発政策上の教訓と含意を導くことである。対象とする時期は、おおよそ明治期から第二次大戦期までの近代とした。経済発展途上であると同時に、国家として本格的かつ統一的に開発課題に対応し始めた時期である。対象とする開発課題は、農業に関連する諸問題とした。具体的には、農業・農村信用市場における情報の非対称性の緩和、不正・低品質肥料の排除、農産物市場における品質情報伝達の改善と流通の効率化、政府と水利組織間の灌漑投資の決定と負担の配分である。いずれも、現代途上国の農業部門で喫緊に解決が求められている課題である。

本特集は、「途上国」日本が直面したこれらの開発課題への対峙の過程を探求するものである。「途上国」日本をフィールドとした開発研究として、開発研究と経済史研究の双方に対して、新たな学術的知見と政策的含意を提示することを目指している。そのためには、近代日本経済史と開発研究の融合が欠かせない。本特集の個別論文は、原則として、開発研究と経済史の双方の専門家がペアを組んだ共同研究の成果である。各論文は、今日の現実の開発課題に動

機づけられている。実践的な政策的含意をもつ、明確なイシューとリサーチ・クエスチョンを設定して、近代日本の個別事例に接近している。事例の詳細や社会経済的なコンテキストの確定と記述は、経済史の手法にもとづいておこなわれている。事例で扱っている開発課題の構造や本質の理解には、情報の経済学、契約理論、組織の経済学等の理論的フレームワークが援用されている。さらに、定量的な分析が可能な事例については、計量経済学的手法にもとづく検討がなされている。最後に、事例から得られる開発政策上の教訓が包括的に議論される。以上のような、開発経済学と経済史の融合の可能性を提示するため、本特集では「開発経済史」という用語をあえて表題として掲げることにした。

「途上国」日本を対象とした開発研究は、広く経済発展という観点から、経済成長理論に則ったマクロ経済成長過程の概説や、歴史的な叙述がおこなわれている [南 2002; 大野 2005; 横山 2016]。その一方で、個人・家計・企業・地方といった、ミクロレベルの個人や組織の行動とその相互作用から開発課題を検討した研究は少ない。「途上国」日本に関するミクロレベルの開発研究としては、アジア経済研究所が国際連合大学より受託した「人間と社会の開発プログラム 6. 技術の移転・変容・開発——日本の経験——」^(注1)のほか、これまで農業開発 [Hayami and Yamada 1991], 小作契約 [Arimoto 2005], 農村開発政策 [八田 1996; 水野・佐藤 2008; Arimoto 2012], 農村金融 [有本・藤栄・仙田 2013], 「家」制度 [坂根 2011], 保健医療 [国際協力機構国際協力総合研究所 2004] などが扱われている。

他方、「途上国」日本を対象とした経済史の

研究蓄積は膨大であり、詳細は各論文に譲る。ただし、一般に、経済史研究は歴史的関心にもとづき、史実を掘り起こし記述することに主眼をおくため、開発研究の問題関心から課題が設定されたり、今日の途上国と比較したりする視点は少ない（数少ない例外は、坂根 [1996; 2011], Hashino and Otsuka [2013]）。

本特集の各論文の貢献は、開発研究としては、「途上国」日本という未開拓なフィールドを対象としていることである。今日の途上国の「生」の事例に比べて、歴史的な事例を対象とする利点は、課題とその対応の経時的な経過を観察できることである。データの制約から、因果関係の厳密な統計的検証は困難である。しかし、事象間の前後関係や因果を質的に詳細に把握できる。このため、事象の機序（メカニズム）に対する洞察を深めることができる。一方、経済史研究としては、開発研究の問題関心から新たな視角で歴史事例に接近すると同時に、開発経済学の理論的フレームワークにもとづいて事例の解釈を試み、ミクロ計量経済学的手法を援用して新たな知見を得ていることが挙げられる。

以下、第Ⅰ節で各論文を紹介し、第Ⅱ節で、総括する。

I 各論文の要旨

1. 農業・農村信用市場における私的情報問題

小島・高橋論文は、信用市場の発達と展開を妨げる情報の非対称性の問題に対する、近代日本の信用組合の取り組みを明らかにしている。

農業・農村は、他産業や都市部に比べて、金融の必要性やニーズが高い。農業は天候や病虫害による収量変動や、価格変動に直面するため、他産業に比べて収入変動のリスクが大きいからである。経営の継続や消費安定化のためにも、融資（以下、農業信用）が求められる。しかし、情報の非対称性にともなうモラル・ハザードや逆選択が、農業・農村信用市場の発達を妨げる。ひとつの解決策が、村落的紐帯にもとづくインフォーマルな金融取引である。もうひとつの解決策が、借り手の情報を体系的に収集し、与信の判断に活用する信用審査である。フォーマルな金融市場における課題の根幹は、貸し手が借り手の私的情報（例えば、意図的に債務不履行をしないほど誠実か）を知り得ないという情報の非対称性にある。信用審査は、この非対称性を直接的に減らすことで問題を緩和し得る。

小島・高橋論文は、長野県の一産業組合の信用事業を事例に、信用審査の実態を明らかにしたうえで、組合員の信用評定点と融資実績のミクロデータにもとづき、信用評定点と融資、延滞の相関を統計的に検証している。分析の結果、信用評定点が高い組合員は借入確率や借入額が高いこと、延滞する確率が低いこと、延滞すると信用評定点が下がることが確認された。このことから、信用審査が融資決定に活用されていたこと、私的情報（延滞傾向）をそれなりに捕捉できていたことが示唆される。ただし、各人の信用評定点のばらつきは、資産や出資金など容易に観察可能なハード情報に偏っており、「守約」や「勤勉」といったソフト情報の寄与率は低かった。このことは、ソフト情報の評定の難しさや、債務不履行のリスクを抑制するためには、資産等のハード情報の方が有用であっ

たことを反映しているのかもしれない。

本事例から得られる教訓は2つある。第1は、信用審査によって情報の非対称性を緩和したとしても、フォーマルな農業信用市場の未発達を根源的に解決するには限界があるということである。これは、債務不履行のリスクが、ソフト情報で把握される各人の資質よりも、天候や価格変動などの外生的な要因で決まりやすいという宿命による。この意味で、信用評定を導入したとしても、農業信用市場が飛躍的に展開することは難しいかもしれない。ただし、第2に、信用審査が農業信用へのアクセスを改善することは十分に可能である。人格的に優れた人が融資を受けやすくなったり、私的情報を体系的に収集し、可視化したりすることで、「顔の見える」地縁的範囲を超えた借り手への与信が可能となるだろう。

2. 肥料市場の不良品の排除

松本・坂根論文は、市場に氾濫する不正・低品質肥料（以下、不良肥料）を、近代日本がいかに解決したのかを明らかにしている。農業生産性の向上には化学肥料の投入が不可欠である。しかし、市場で出回っている肥料が不正・低品質であるために、農家が導入を躊躇し、肥料導入率が下がることがアフリカを中心に課題となっている。

近代日本でも、魚肥や大豆粕などの購入肥料や化学肥料が多用、登場し始めた明治後期から、不良肥料問題が深刻化し始めた。この問題の解決に、近代日本は政府、供給側、需要側の3方向から取り組んだ。政府は、肥料取締法を施行し、検査体制を強化することで、不良肥料の生産および流通を抑制した。興味深いのは、中

央・地方政府は、臨検による取り締まりのほか、依頼分析制度を設けたことである。生産者や消費者から、肥料の成分検査の依頼を、比較的安価で受け付ける制度である。これによって、生産者は品質をシグナリングすることが可能となり、消費者も必要に応じて品質を確認できるようになった。同時に、供給側は肥料製品のブランド化と特約店網を通じた取引によって、正規・高品質な財を供給し、トレーサビリティを確保した。需要側は、農会や産業組合による共同購入というかたちで、ブランド化された肥料を大ロットで、肥料メーカーから直接購入した。この際、依頼分析をおこなうことで、品質の確認がおこなわれた。このように、3つの取り組みは相互に密接に関係しながら、不良肥料を排除していったのである。

これらの不良肥料対策は、今日の途上国（とくに問題が深刻なアフリカ）で適用可能だろうか。政府による法整備と取り締まりは、政府のキャパシティに依存する点がボトルネックとなる。ただし、検査機器の進歩により、取り締まりにかかるコストは近代日本よりは下がっている。不良業者に関する情報の公示も、携帯電話を中心としたIT技術の普及によって容易になっており、不良業者の排除に効果をもつことが考えられる。供給側の対策としてのブランド化と特約店網の形成は、すでにアフリカでもみられつつある。また、特約店網に依らずに正規品を流通させる手段として、携帯電話等を使った承認の認証システムが、特約店網がもつトレーサビリティの確保と同等の効果を果たすことが期待される。ただし、需要側の対策である共同購入については、松本・坂根論文は悲観的である。これを実現するには、購入費用の徴収などにか

かる組合のガバナンスが確立している必要がある。アフリカの現状ではなかなかそれが困難なようである。

3. 農産物市場の流通の効率化

重富論文および有本論文は、農産物市場と流通を支える制度のしくみと成り立ちを扱っている。ここでの課題は、流通過程の取引費用を抑えることである。農産物は品質にばらつきや変動が大きく、流通にたずさわるプレーヤーも多い。このため、取引毎の品質や容量の確認、仕分けに手間暇がかかり、取引が停滞しやすい。

農産物流通上の取引費用の源泉は、容量や品質等に関する、売り手・買い手間の情報の非対称性である。これを解消するには、容量・包装・品質等の規格化、情報の伝達、保証が求められる。その制度のひとつが供給者によるブランド化、つまり評判の確立である。需要者は、ブランドを確立した供給者は高品質財を供給すると確信できるので、現物検査を省きつつ、プレミアムのついた価格で買い続ける。供給者は品質を落とすとブランドが毀損して顧客と価格プレミアムを失うため、高品質の財を供給し続ける。いまひとつの制度は標準化である。市場に流通する農産物に対し、品質や容量の規格を定め、検査によってそれを満たすことを確認し、ラベル等でそれを表示することを義務づける。これによって、取引毎の現物検査を省略し、規格にもとづいた取引が可能となる。重富論文と有本論文は近現代タイと近代日本で、それぞれブランド化と標準化という、異なる制度が導入された経緯を解明している。

重富論文は、米の最大手輸出国であるタイの米を事例に、流通を支えた制度の実態と変遷を、

20世紀初頭から今日までにかけて明らかにしている。タイでは、輸出米については、政府主導の規格策定と検査によって標準化が実現した。戦後国際管理期の外圧と、米が最大の外貨獲得源、税収源であったことから、政府が積極的に関与したからである。しかし、国内消費向け流通はいまだに現物検査が中心であり、近年ようやく精米所や小売りパック米のブランド形成という形で流通が効率化されてきたことが報告されている。近代日本の米穀流通については、同時代の各種報告書のほか、すぐれた米穀流通史の研究が蓄積されている（詳細は、有本論文の引用文献を参照）。しかし、タイには、米の世界的な生産・輸出国であるにもかかわらず、米穀流通の歴史と実態を通観できる研究が見当たらない。重富論文は、タイ米穀流通史の端緒となる貴重な基礎的情報を提供している。

有本論文は、近代日本で米の規格化と米穀検査が中央政府の主導なしに、各産地のイニシアティブによって自治的に定着した過程を概観し、その要因と機序を考察している。近代日本では、明治維新後に幕府や藩による米の品質管理体制が崩れ、品質や容量、俵装が悪化し、流通が混乱した。しかし、各産地で移出商等による自発的な移出検査が始まり、20世紀に入ると府県による県営検査へと移行し、これが全国に定着した。有本論文は、このような制度化にいたった要因と機序として、産地間競争が県営検査の導入と標準化を促したこと、標準化には実際に価格やシェアを向上させる効果があり、産地が標準化の強い誘因をもっていたこと、産地に標準化を実行する組織力、行政・執行能力があったことを挙げている。

両事例を比較すると、タイ輸出米は政府主導

の標準化、タイ国内流通米はブランド化、近代日本は産地主導の標準化によって、流通の効率化が図られた。いずれの事例も、標準化は政府や産地のイニシアティブを起点としている。両事例の比較から、タイで国内流通米の標準化が制度化しなかった要因として、標準化を組織的に推進する「産地」や地方政府などの主体が欠けていたことが浮かび上がる。ただし、近代日本の事例から、少数の流通主体の標準化を政策的に後押しすれば、その後は競争によって広がる可能性があるとの示唆が得られる。途上国でも、精米所や商人・流通業者などの競争は活発であり、これらが標準化の担い手となる潜在的可能性がある。

4. 灌漑投資の決定と資金の分担

齋藤・塚田論文は、灌漑投資の決定と資金負担を、政府と水利組織のどちらが担うべきかという問題を扱っている。途上国では、灌漑施設の維持管理や操作の権限を水利組織へ移管する政策が主流となっている。しかし、大規模な灌漑施設の補修や新規建設については、水利組織の資金調達能力や技術力に限界があるため、政府がこれを担うケースも多い。

灌漑投資決定の分権化にあたっては、次のような情報の非対称性に起因する過少・過大投資が問題となり得る。政府は技術と資金を持っているが、利水者のニーズや投資の必要性、収益性、取水源の状況など、現場の情報を十分に把握していない。一方、水利組織は現場情報をもっているが、十分な技術力や資金がない。よって、投資の決定を水利組織が担い、資金を政府が提供するのが望ましい。しかし、現場情報は水利組合の私的情報であり、政府はその正

否を判断できない。このため、水利組合には、過大な投資を要望するインセンティブが生じる。問題は、資金提供者である政府がどのようにして、私的情報である適正な（正直な）現場情報を利水者から申告させるかである。ひとつの解決策は、利水者に総投資額の一定割合の負担を求めることである。投資総額に応じて費用負担も増えるため、利水者の過大申告に歯止めがかかる。ただし、利水者の負担額が大きすぎる場合は、資金を調達しきれず過少投資となる。一方、負担額が小さすぎる場合は、過大投資が免れない。

齋藤・塚田論文は、新潟県上郷水害予防組合の史料にもとづき、地方政府と水利組織の投資決定と費用負担の制度と実態について、以下の事実を明らかにしている。第1に、県と水利組織がそれぞれ事業種別に応じて一定割合の費用負担をおこなう事前ルールを確立し、県はこの制度的枠組みにコミットすることを通じて補助金の交付をおこなっていた。第2に、水利組織が投資計画を主導するような事業種別では、水利組織の負担割合を相対的に大きくしていた。第3に、投資計画やタイミングに県と意見の相違があったとしても、水利組織は先行して費用負担をおこない、工期を早めるなど、主体的に投資を推進することができた。第4に、水利組織が主体的な投資決定をおこなうにあたって、安定した組合費や賦課金の徴収や、自己資金の積み立てや取り崩しをおこなう財務管理、金融機関を利用した公債発行など、高い資金調達力をもっていた。

これらの制度や実態は、過少・過大投資問題の緩和にあたって、理論的には以下の効果を持ち得たと解釈できる。まず、費用負担に関する

事前ルールの策定と政府によるコミットメントや、水利組合の高い資金調達能力は、過少投資の問題を抑制した。同時に事業種別に応じた負担割合の変更や水利組織が先行して費用負担する枠組みの活用は、過大投資を抑制する機能を備えていた。こうした制度によって、水利組織の主体的な投資決定への関与を可能としつつ、投資の非効率性を抑制してきたといえる。

以上のように、近代日本の灌漑投資の意志決定と費用負担の制度は、過少・過大投資問題を緩和しつつ、適切な投資決定をおこない得る性質を備えていたと考えられる。ただし、この仕組みが機能する前提として、投資判断、合意形成、資金調達などの側面で水利組織に高い能力が求められる点が、今日の途上国への応用にあたっての課題となる。しかし、灌漑施設の長期的な維持管理にあたって、水利組織が投資計画を策定し、その決定に関与する度合いを高めることは重要である。資金提供者となる政府と水利組織が、適切な投資の意志決定と費用負担ルールを策定し、協調的關係のもとで事業を進めていくことが肝要である。

II 総括

本特集は、「途上国」日本の経験から、開発政策上の教訓と含意を導くことを目的とした。最後に、以上の各論文の概要を踏まえたうえで、この目的に照らした総括的な議論をしておきたい。

1. 開発課題の共通性

まず、多くの事例で、今日の途上国が直面している開発課題が、近代日本でもみられたこと

が確認された。農業信用（小島・高橋論文）では、情報の非対称性による市場の未発達がそれである。不良肥料問題（松本・坂根論文）では、不正・低品質な肥料の流通という今日のアフリカでみられる課題が、近代日本でも発生していた。農産物流通では、明治維新後に品質や容量の不統一による流通の「渋滞」がみられ、これは現代のマダガスカルなどでみられる取引毎の現物検査の煩雑さと共通している。灌漑投資の決定と費用の分担問題（齋藤・塚田論文）は、むしろ今後途上国が直面する課題だろう。灌漑施設の維持管理にかかる分権化が進んでおり、投資にかかる計画や決定の権限も早晩、利水者に移管されていくことが予想される。

このように、似たような開発課題が古今東西問わず発生する理由は、開発課題が発生する根本的な構造や機序が共通しているからである。本特集の場合、その共通項は情報の非対称性である。農業信用では、借り手の行動や誠実さといった資質、不良肥料問題と農産物市場ではそのまま肥料や農産物の品質が、灌漑投資では投資の必要性や収益性などの現場情報が私的情報である。情報の非対称性が市場の機能不全や、場合によっては崩壊（いわゆる「レモン市場問題」）を引き起こすことはよく知られている。多くの開発課題は、突き詰めれば、情報の非対称性に起因する市場の機能不全という、もはや古典的な共通の問題に行き着くといっていよい。

2. 「途上国」日本の経験は汎用性があるか？

本特集で扱う開発課題の多くが、時間と地域を越えて類似し、根源的には同じ構造に起因するとすれば、その解決策も汎用性があるとも考えられる。だとすれば、近代日本の経験と教訓

は、今日の途上国の課題解決にあたっても有用であると期待される。

しかし、結果的には、近代日本の取り組みや解決策が、そのままでは必ずしも今日の途上国へ汎用性がある（外的妥当性をもつ）とは限らないことを認識することとなった。開発課題の「治療法」は、社会経済的な文脈に強く依存した特殊解だからである。農業信用（小島・高橋論文）では、「解決策」としての信用審査は、問題の解決にあたって、そもそも限界があることが示唆された。信用審査は、全体としては資産や所得などのハード情報が重視されていた。これらは（比較的）観察が容易なため、とりたてて情報の非対称性を解消するとはいえない。また、農業信用の債務不履行リスクは、天候や価格変動など、借り手の人格や資質では対処しきれない外生的要因で決まりやすいという問題もある。さらには、信用組合を組織し、機能させ、信用に関する情報を蓄積するノウハウの習熟も課題であろう。不良肥料問題（松本・坂根論文）では、不良肥料の取り締まりにかかる政府のキャパシティの問題、需要側の対応としての共同購入の難しさが示唆された。農産物の標準化（有本論文）では、産地の確立と産地間競争の存在や、高い行政能力をもつ地方自治体の存在などの条件が必要であることが議論されている。灌漑投資（齋藤・塚田論文）では、水利組織に灌漑投資を計画、設計、資金調達、政府と折衝する高い能力が求められる。

いずれの事例にも共通してみとれる近代日本の特徴は、地縁的な組織（共同体）の役割の大きさと、（中央・地方）政府の能力の高さである。地縁的な組織は、信用組合による信用審査（農業信用市場）、産業組合による共同購入（不

良肥料)、産地移出商の同業組合による移出検査(農産物の標準化)、水利組織による灌漑設備の維持管理、投資決定、資金調達(灌漑投資)と、どの課題においても中心的な役割を果たした。(中央・地方)政府も、肥料取締法や依頼分析制度の整備と運用(不良肥料)、同業組合法の制定や県営検査の実施(農産物の標準化)、灌漑投資計画の策定と一部の資金調達(灌漑投資)と、直接・間接に課題の解決に関与した。このように、近代日本では、開発課題の解決にあたって地縁的組織や政府に強く依存したといえる。近代日本の経験をそのまま適用するのであれば、強固な地縁的組織や、十分なキャパシティをもつ政府の存在が前提として求められるだろう。この条件を満たさない社会に、近代日本の取り組みを移植することには困難が予想される。

他方、今日の途上国は、さまざまな技術の水準が高まっている点で、近代日本に比べて、開発課題の解決が容易になっていることが、各論文でも言及されている。農業信用でいえば、携帯電話の普及によるモバイル・バンキングや、豊富に蓄積されたクレジット・スコアの活用も容易になっており、マイクロファイナンスで実践もある。不良肥料についても、携帯電話のSMS等を使った商品認証システムが試行されつつあるし、成分検査も検査機器の小型化によって、迅速かつ容易にできる。農産物の標準化では、精米機の普及によって、規格化された品質と容量の精米を生産・パッケージングできるようになった。携帯可能な検査機器の開発によって、品質検査も容易に実施できる。

3. 「途上国」日本の経験を検討する意義

以上のように、「途上国」日本の経験をそのままの形で現代の途上国に適用することは、途上国側に強固な地縁的紐帯や、十分なキャパシティをもつ政府の存在などの条件が整っていない限り、難しいといわざるを得ない。しかし、各論文を俯瞰したとき、「途上国」日本の経験の検討から、以下の意義が見出されるだろう。第1に、「途上国」日本と現代の途上国を比較することで、日本の特殊性がより浮き彫りになり、「比較地域研究」として近代日本の理解の深化に寄与した。第2に、「途上国」日本の取り組みが近代日本固有の特殊解であっても、ある取り組みが有効に機能するための(社会経済的)条件を明らかにすることができた。第3に、固有性の高い取り組みであったとしても、「治療法」のラインアップを揃えて、「カタログ化」しておくこと自体に意味がある。

とくに3番目の点は、昨今の開発経済学の潮流のなかで、歴史研究や事例研究に新たな位置づけを与え得る。現在の開発経済学は、医療分野に倣い、フィールドでランダム化比較試験を実施し、統計的バイアスをできる限り除去しつつ、平均的な因果効果を厳密に計測し、高レベルのエビデンスを得ることに主眼が置かれている。こうしたエビデンスレベルを高める努力と同時に、「治療法」の選択肢を増やすことも重要である。医療において、疾患に対して最初は、疫学的に高レベルのエビデンスにもとづいて、副作用が少なく有効性が高いことが実証された「第一選択薬(ファーストライン)」が投与される。しかし、効果がみられなかった場合や、体質や年齢によっては、多少副作用があっても、より効果が高い第二選択薬を投与する。開発課題と

いう「疾患」の「治療」も同様に、文脈依存性が高いため、平均的に効く「第一選択薬」が常に有効とは限らない。第一選択薬に効果がなかった場合の、代替的な選択肢を備えておくことが望ましい。

開発課題の解決の文脈依存性が高いとすれば、各途上国それぞれのコンテクストに応じて、適切と考えられる解決法を、ラインアップのなかから選び取ることが求められる。それはまさに、本格的な近代化と経済発展の道を歩み始めた近代日本が、岩倉使節団の視察を通しておこなったことであった。

(注1) アジア経済研究所・デジタルアーカイブ「『日本の経験』を伝える——技術の移転・変容・開発——」(<http://d-arch.ide.go.jp/jearchive/index.html>)。

文献リスト

〈日本語文献〉

- 有本寛・藤栄剛・仙田徹志 2013. 「1930年代日本の農家負債——『農家負債に関する調査』のマイクロデータ分析——」『経済研究』64(1)13-29.
- 大野健一 2005. 『途上国ニッポンの歩み——江戸から平成までの経済発展——』有斐閣.
- 国際協力機構国際協力総合研究所 2004. 『日本の保健医療の経験——途上国の保健医療改善を考える——』国際協力機構国際協力総合研究所.
- 坂根嘉弘 1996. 『分割相続と農村社会』九州大学出版会.
- 2011. 『家と村——日本伝統社会と経済発展——』(名著に学ぶ地域の個性3) 農山漁村文化協会.
- 八田貞夫 1996. 「昭和初期における農山漁村経済更生運動の展開——現代の農村開発に示唆す

る教訓——」『開発学研究』7(1)73-82.

水野正己・佐藤寛編 2008. 『開発と農村——農村開発論再考——』アジア経済研究所.

南亮進 2002. 『日本の経済発展』(第3版) 東洋経済新報社.

横山和輝 2016. 『マーケット進化論——経済が解き明かす日本の歴史——』日本評論社.

〈英語文献〉

Arimoto, Yutaka 2005. "State-Contingent Rent Reduction and Tenancy Contract Choice." *Journal of Development Economics* 76(2): 355-375.

—— 2012. "Participatory Rural Development in 1930s Japan: The Economic Rehabilitation Movement." *Developing Economies* 50 (2): 170-192.

Hashino, Tomoko and Keijiro Otsuka 2013. "Cluster-Based Industrial Development in Contemporary Developing Countries and Modern Japanese Economic History." *Journal of the Japanese and International Economies* 30: 19-32.

Hayami, Yujiro and Saburo Yamada 1991. *The Agricultural Development of Japan: A Century's Perspective*. Tokyo: University of Tokyo Press.

[付記] 本特集は、日本貿易振興機構アジア経済研究所の研究会「途上国日本の開発課題と対応——経済史と開発研究の融合——」(2014~2015年度。主査：有本寛)の成果である。本特集の各論文は、社会経済史学会第85回全国大会(北海道大学)のパネル・ディスカッション「『途上国』日本農業の開発経済史」で報告された。討論者の黒崎卓氏、岡崎哲二氏、およびフロアの方々から有益なコメントを数多く得た。記して謝意を表したい。

(一橋大学経済研究所准教授, 2017年3月10日受領)